



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.  
日本国公認会計士 金澤 厚



## 第136回 タイ国 ビジネス事例 不正競争防止法・処罰対象範囲

前回は、不正競争防止法の概要、その改正についてご紹介しました。  
今回は不正競争防止法の処罰対象範囲について条文にそって見て行きましょう。

### (不正競争防止法第 18 条第 1 項に関する事項)

不正競争防止法第 18 条第 1 項は、以下の通り規定しています。

「何人も、外国公務員等に対し、**国際的な商取引に関して営業上の不正の利益**を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその**職務に関する行為**をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしてはならない。」

この条文は、OECD で採択された「外国公務員贈賄防止条約(国際商取引における外国公務員に対する贈賄防止に関する条約)」第 1 条1(以下単に「条約」という)の規定を担保するための条文です。

### (「何人も」について)

本罪の対象となる行為(全部又は一部)を日本国内で行った場合には、その国籍に関係なく(日本人ばかりでなく外国人も)、本法の適用を受けます。

更に、日本人については、日本国外で当該行為を行った場合にも本法の適用を受けます。

典型的な処罰対象行為として、X 国において建築資材を輸入する関税を不当に減免してもらうことを目的とする X 国税関職員に対する利益を供与するような場合があります。

### (「国際的な商取引に関して」について)

本項で「国際的な商取引」とは、貿易や対外投資など国境を超えた経済活動に係る行為を意味しています。「国際的」とは、①取引当事者間に涉外性がある場合、②事業活動に涉外性がある場合のいずれかを意味しています。ここで、「涉外性」とは、国境を超えた関係性をいいます。

例えば、日本の商社が Y 国内での ODA 事業による橋の建設の受注目的で、Y 国公務員に贈賄する場合は、両当事者間に涉外性があり、「国際的な商取引」と解されます。

更に、Z 国にある日系の建設会社が、東京の Z 国大使館の改修工事を受注するために、日本で B 国公務員に贈賄する場合は、事業活動に涉外性があることから、「国際的な商取引」となります。

### (「営業上の不正の利益」について)

「営業」とは、営利獲得という目的に直接関連する事業ばかりでなく、事業者の公正な競争を確保するという法目的に照らして、広く経済収支の計算にたって行われる事業一般を含むと解釈されます。営業を遂行していくうえで得られる有形無形の経済的価値その他利益一般をさすと考えられます。

「不正の利益」とは、公序良俗又は信義則に反するような形で得られる利益を意味します。従って、外国公務員等に対する利益供与等を通じて、自己あるいは法人に有利な形で当該外国公務員等の裁量を行使させることによって獲得する利益などが該当します。

「営業上の不正の利益」を得る目的の有無が問題となる場合として、社交行為があります。例えば、外国

公務員等に係る旅費、食費などの経費負担や贈答は典型的な贈賄行為となり得ます。しかし、純粋に社交、自社商品・サービスへの理解を深めることを目的とする少額な贈答、旅費の負担、娯楽の提供については「営業上の不正の利益」を得る目的の贈賄とは評価されないこともあります。こういった場合、現地の法令、策定された社内基準などに照らして適正に判断、承認され、その結果が適切に記録され、事後的に第三者に検証される機会が確保されることが必要です。

#### （「営業上の不正の利益」を得るための支払いと判断される可能性が大きい事例）

- 外国公務員等へのスポーツカーの提供、
- 少額であっても頻繁な贈答品の提供、
- 換金性のある商品券の贈答、
- 外国公務員等の家族等をグループ企業で優先的に雇用すること、
- 外国公務員等の関係する企業をエージェント、コンサルタントとして起用すること、物品の金額や経済的に価値に係わらず入札直前の時期における支払い

#### （「営業上の不正の利益」を得るための支払いとは必ずしも判断されない可能性がある行為）

- 広報用カレンダーの提供など、宣伝用物品、記念品であって広く一般に配布するための贈与
- 業務上の会議における茶菓、簡素な飲食物の提供
- 交通事情上必要な場合に、自社自動車等を利用させること
- 現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品の提供
- 自社工場、研究施設（現地国内に限らず、日本ないし第三国を含む）の視察を要する場合に、一定の社内基準に基づいた外国公務員等への旅費の負担
- 上記視察に付随した、合理的かつ相応な範囲の会食（金額基準がさだめられていればその範囲、公務員腐敗防止法令がある場合には、当該基準を参考にした会食費）や、視察の空き時間等に実施する観光の提供

#### （寄付行為）

表面上、非営利団体に対する寄付の形式をとっていたとしても、その寄付が実質的に外国公務員等に対する支払いとなっている場合は、贈賄行為とされます。

従って、寄付に先立って、寄付先の役員やその親族等が自社のプロジェクトに係る外国公務員等の関係者でないことを確認し、更に、寄付後も寄付先の会計帳簿等を確認するなど合理的な範囲内で、外国公務員等の関係者への寄付金の還流がないことを確認する必要があります。

#### （「金銭その他の利益」について）

財産上の利益にとどまらず、おそよ人の需要・欲望を満足させるに足るものは該当します。従って、金銭や財物のほか、金融の利益、家屋・建物の無償貸与、接待・供応、担保の提供などの財産上の利益の他、異性間の情交、職務上の地位など非財産的利益も含む一切の有形、無形の利益が該当します。

#### （「職務に関する行為」について）

「職務に関する行為」とは、当該外国公務員等の職務権限の範囲内にある行為はもちろん、職務と密接に関連する行為も含まれます。「職務」とは、刑法第 197 条（収賄罪）の規定の「職務」と同義です。

## CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

**1. 税務診断、2. M&A サポート、3. スタートアップサービス、4. 管理支援サービス**

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th